

1－2 公の施設の管理（指定管理者制度）

指定管理者制度とは、地方自治法第244条第1項等の規定等により設置する公の施設について、適正かつ効率的な運営を図るため、法人その他の団体であって地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に当該施設の管理を行わせることができる制度です。（平成15年9月 地方自治法の一部を改正する法律施行）

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ります。

県では、指定管理者に施設の管理を行わせる際の手続や運用に関する基本的な考え方をまとめた「指定管理者制度に関するガイドライン」（総務部行政改革課、平成20年2月策定、平成24年3月改定）を定めています。

協働の過程をたどる中で、県が設置する施設の管理運営に関して指定管理者制度を選択した場合は、このガイドラインに則って、NPO、企業等との効果的協働を進めましょう。